



平成28年3月11日

各 位

会社名 日本工営株式会社
代表者名 代表取締役社長 有元 龍一
(コード：1954 東証第一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長 金田 肇
(TEL 03-5276-2454)

当社子会社の訴訟についての訴え変更に関するお知らせ

当社子会社である日本シビックコンサルタント株式会社（以下「当社子会社」）に関する訴訟において、下記のとおり訴え変更の申立て（平成28年2月29日付け）がなされ、同年3月10日に当社子会社に送達されましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社子会社の概要

| | | |
|-----|-----------|--------------------|
| (1) | 名 称 | 日本シビックコンサルタント株式会社 |
| (2) | 所 在 地 | 東京都荒川区西日暮里二丁目26番2号 |
| (3) | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 大塚 孝義 |
| (4) | 事 業 内 容 | 地下構造物の計画・設計・管理 |
| (5) | 資 本 金 | 1億円 |

2. 訴訟を提起した者（訴えを変更した者）の概要

| | | |
|-----|-----------|-------------------|
| (1) | 名 称 | 大阪府 |
| (2) | 所 在 地 | 大阪市中央区大手前二丁目1番22号 |
| (3) | 代表者の役職・氏名 | 大阪府知事 松井 一郎 |

3. 訴え変更の内容及び請求金額

(1) 訴え変更前の請求内容

「被告は、原告に対し、金572,198,894円及びうち金572,145,620円に対する平成20年11月9日から支払済に至るまで年5分の割合による金員を支払え。」

(2) 訴え変更後の請求内容

「被告は、原告に対し、金6,189,741,835円及びうち金6,189,677,396円に対する平成20年3月29日から支払済に至るまで年5分の割合による金員を支払え。」

4. 訴訟の原因及び訴え変更に至った経緯

大阪府は、平成26年6月19日付けで、当社子会社に対して、シールドトンネル詳細設計案件における不法行為責任を理由として損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」）を大阪地方裁判所に提起しており、当社子会社は、同社に不法行為はなく損害賠償責任はないものと判断して争っていたところ、大阪府は、このたび、関連する工事区間の事業費が追加対策工事により増加したことを理由として、本件訴訟において請求金額の変更を申し立てたものであります。

5. 今後の見通し

当社および当社子会社は、大阪府の請求は当初より根拠がなく不当なものであり、まして、大阪府が主張する事業費の増加部分については当社子会社の行った業務と何ら関係がないものと認識しており、本件訴訟において、引き続き法的責任がないことを主張してまいります。

なお、当社の平成28年6月期連結業績に与える影響はありません。当社の業績に関して開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

(参考) 当期連結業績予想 (平成27年8月12日公表分) 及び前期連結実績 (単位: 百万円)

| | 連結売上高 | 連結営業利益 | 連結経常利益 | 親会社株主に帰属する当期純利益 |
|------------------------|--------|--------|--------|-----------------|
| 当期連結業績予想 (平成28年6月期) | 84,000 | 4,200 | 4,500 | 2,200 |
| 前期連結実績 (平成27年6月期) | 81,839 | 4,502 | 5,477 | 4,261 |